

Jヴィレッジでサッカー観戦を！ ～AFC U-17アジアサッカー選手権大会～

9月4日から、Jヴィレッジで初めての国際大会「AFC U-17アジアサッカー選手権大会」が開催されます。

この大会は、アジアの16カ国から17歳以下の代表チームが参加する大会で、Jヴィレッジでは韓国、ベトナム、ラオス、オマーン(Bグループ)、ウズベキスタン、カタール、イラク、バングラディシュ(Dグループ)の8カ国が、静岡県で行われる決勝ラウンド進出をかけて熱戦を繰り広げます。

ぜひ、この機会にご家族、ご友人、職場の皆さんとサッカーを観戦してみませんか。

| 期 日 | 試 合 順 序 | 試合開始 | 会 場 | |
|---------|--------------------|-------|-----------------|-----|
| 9月4日(土) | 韓 国 — オマーン | 16:30 | Jヴィレッジ スタジアム | |
| | ベトナム — ラオス | 19:00 | | |
| 9月5日(日) | ウズベキスタン — バングラディシュ | 16:30 | | |
| | カタール — イラク | 19:00 | | |
| 9月6日(月) | オマーン — ベトナム | 16:30 | | |
| | ラオス — 韓 国 | 19:00 | | |
| 9月7日(火) | バングラディシュ — カタール | 16:30 | | |
| | イラク — ウズベキスタン | 19:00 | | |
| 9月8日(水) | 韓 国 — ベトナム | 15:00 | | 郡 山 |
| | オマーン — ラオス | 15:00 | | |
| 9月9日(木) | ウズベキスタン — カタール | 15:00 | Jヴィレッジ | |
| | バングラディシュ — イラク | 15:00 | 郡 山 | |

試合を観戦する場合は入場券が必要となります。入場券の取り扱い場所など詳しくは、福島県サッカー協会事務局までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先：
福島県サッカー協会事務局
郡山市菜根5-9-16
柳沼ビル2階
☎024-991-5898
(平日10:00～17:00)

○入場料金：入場料金は、前売・当日共通料金です。

料金には消費税を含みます。

◇入場券（試合ごと、または1期日ごと）

| 券種 | カテゴリ-1 (メインブロック指定) | カテゴリ-2 (自由席・一般) | カテゴリ-2 (自由席・高校) | カテゴリ-2 (自由席・小中) |
|----|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 料金 | ¥1,500 | ¥1,000 | ¥500 | 無 料 |

◇通し券（福島ラウンドの全試合観戦可能）

| 券種 | カテゴリ-1 (メインブロック指定) | カテゴリ-2 (自由席・一般) | カテゴリ-2 (自由席・高校) | カテゴリ-2 (自由席・小中) |
|----|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 料金 | ¥4,000 | ¥2,500 | ¥1,000 | 無 料 |

厚生労働省からのお知らせ

「地域雇用受皿事業 特別奨励金」の支給 要件の緩和について

創業を行った事業主に対して、創業等に要した費用の1/3（上限あり）について支援する制度（雇入れ支援もあり）として、「地域雇用受皿事業特別奨励金」「受給資格者創業支援助成金」「高齢者等共同就業機会創出助成金」があります。

このうち、平成16年4月1日より「地域雇用受皿事業特別奨励金」の支給要件が緩和され使いやすくなりました。

なお、支援を受けるためには、創業に関する事業計画の認定を受ける必要があります。詳しい内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）又は（財）産業雇用安定センターホームページ（<http://www.sangyokoyo.or.jp>）をご参照ください。

◆お問い合わせは

（財）産業雇用安定センター
福島事務所
(TEL)024-528-0450
ハローワーク郡山
(TEL)024-942-8609

創業等の支援に関する制度について 【平成16年4月1日現在】

| | 地域雇用受皿事業特別奨励金 | 受給資格者創業支援助成金 | 高齢者等共同就業機会創出助成金 |
|--------------|---|--|-------------------------------------|
| 支給対象事業主の要件 | 地域貢献事業(注1)での創業 | 雇用保険の受給資格者(支給要件期間5年以上) | 3人以上の高齢者等(45歳以上)の共同出資により設立 |
| 組 織 形 態 | 法 人 | 法人又は個人事業主 | 法 人 |
| 事業計画の認定申請時期 | 法人設立日の6ヶ月後まで | 法人等を設立する前日まで | 法人設立後(法人の設立時期により年3回受付) |
| 労働者の雇入れ要件 | 65歳未満の離職者を3人以上雇用(うち、1人以上は非自発的離職者(注2)) | 1人以上雇用 | 高齢者等を継続して雇用する労働者として1人以上雇用 |
| 支給対象経費(創業部分) | ①法人設立に関する事業計画作成費、②職業能力開発経費、③設備・運営経費 | ①法人等設立に関する事業計画作成費、②職業能力開発経費、③労働者の雇用管理の改善に関する事業費、④設備・運営経費 | ①法人設立に関する事業計画作成費、②職業能力開発経費、③設備・運営経費 |
| 支給額(創業部分) | 設立登記の日以後6ヶ月以内に支払った経費の3分の1(上限150～500万円(注3)) | 事業開始の日以後3ヶ月以内に支払った経費の3分の1(上限200万円) | 設立登記の日以後6ヶ月以内に支払った経費の3分の2(上限500万円) |
| 支給額(雇入れ部分) | 労働者1人当たり30万円(短時間15万円)(上限100人)(30歳以上の非自発的離職者の雇入れに限る) | — | — |
| 申 請 窓 口 | (財)産業雇用安定センター福島事務所 TEL024-528-0450 | ハローワーク郡山 TEL024-942-8609 | (社)福島県雇用開発協会 TEL024-524-2731 |

注1 ①個人向け・家庭向けサービス②社会人向け教育サービス③企業・団体向けサービス④住宅関連サービス⑤子育てサービス⑥高齢者ケアサービス⑦医療サービス⑧リーガルサービス⑨環境サービス⑩地方公共団体からのアウトソーシング

注2 自己の都合や自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する方。

注3 上限額は、非自発的離職者及び方針対象者等(30歳以上の雇用調整方針対象者又は再就職援助計画対象者)の雇入れ人数によって変わります。